

神戸総合運動公園
公園 Cafe 出店者募集要項

 Kobe Sports Park

実施主体：神戸総合運動公園

【概要】

当公園では魅力ある公園利用に向けて駅前広場、各施設に隣接する園路・広場などを活用し、小さな子ども達はじめ幅広い利用者が訪れる公園を目指す取り組みを行っています。その取り組みの一つとして公園の賑わいづくりや気軽に園内の芝生やベンチでゆっくり楽しんでいただくために臨時売店を出店します。

公園空間を活用した賑わい作りが新たな公園文化となり、場所の価値を再認識してもらう機会を創出し、地域及び公園の活性化に寄与していきます。また、一期一会の出会いを通じて、人々の交流の場及び新たなライフスタイルを提供することを目指します。そして公園に来園する利用者の利便性向上、イベントの魅力アップ及び飲食の充実を図るため、出店者を募集します。

募集要項をご覧の上、ご応募ください。

【募集概要】

1. 開催日時

公園 Cafe (複数日可)

令和2年11月7日(土)、14日(土)、21日(土)、28日(土)、

- ・ 原則として、午前11時から午後3時までとします。
- ・ イベント内容や天候等による変更(短縮・延長等)は別途相談。
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、出店をとりやめる場合があります。

2. 出店場所

神戸総合運動公園 駅前広場(指定場所以外の出店はできません。)

〒654-0163 神戸市須磨区緑台



3. 出店料（歩合）等

- ① 出店場所にかかる使用料等は徴収いたしません、売上に応じた歩合を収めていただきます。
- ② 歩合は、飲食・物販・加工食品・青果等は売上の10%。（1円未満切り捨て）
- ③ 販売報告書において、神戸総合運動公園管理センターにご報告いただきます。
- ④ 歩合は当日に神戸総合運動公園管理センターへ現金、もしくは指定口座にお振込みください。

4. 出店数

- ① 1日毎の出店数は概ね、キッチンカー1店舗、屋台1店舗程度とします。
- ② 店舗数および配置は登録店から公園が指定します。
- ③ イベント内容によっては、出店数を変更することがあります。
- ④ 同一内容（品目）の飲食販売は、基本的に避けることとします。
- ⑤ 広さはテント1間分程度。キッチンカーは軽自動車程度のスペースとします。

5. 出店条件

- ① 飲食・カフェ・物販・青果・加工食品販売で接客・アフターフォローができる方。（酒・アルコール類、公序良俗に反する物品の販売はできません。）
- ② 飲食店は神戸市の発行する営業許可証が必要です。またお菓子やパンの販売も菓子製造許可証が必要です。（臨時出店は衛生監視事務所に届出。）
- ③ テント販売のテントは自前でご用意できる方はご用意ください。
 - ・ テントを持ち込みされる場合は、必ずウェイトをご持参ください。（テントが無い場合は出店をお断りすることもあります。）

※ 当公園が所有するイベント用テントの利用をお願いする場合があります。（無料）

6. 火器使用について

- ① 火器を使うブースは事前に消防署への届出が必要です。
- ② ご応募の際に火器使用の旨をご記入いただき、使用機材（例：プロパン5キロ×2個）、使用用途をご記入ください。
- ③ 火器使用の場合、1ブースにつき消火器1台の設置が必要です。（ワークショップで必要な場合も同様。）

7. 電源使用について

- ① 電源は要相談。（園内の電気を使用する場合は、120円/時間・箇所を別途いただきます。）
- ② 基本は発電機、延長コードなどは各自でご用意ください。

8. 保健所への申請について

- ① 食品の調理・販売には神戸市保健所の許可が必要となります。すでに神戸市保健所発行の営業許可をお持ちの出店申請者は、営業許可証の写しを提出してください。（有効期限切れは不可）
- ② 4日以上にわたる時は臨時営業開始届では出店できません。
- ③ 営業許可をお持ちでない出店申請者は、下記神戸市保健所西部衛生監視事務所へ問い合わせ後、必要な申請を行ってください。

●西部衛生監視事務所 神戸市長田区北町3丁目4-3 長田区役所内5階
TEL：078-579-2660

9. 販売品責任について

- ① 出店者が販売した商品に対する責任は出店者に帰属します。
- ② 販売する際には、上記に同意したものとし、食中毒予防に万全の注意をするようにしてください。
- ③ また、公園 Cafe 期間中、来場者に与えたケガ等についても神戸総合運動公園では一切責任は負いません。

10. 販売価格について

適正価格で販売をお願いします。

11. 任意自動車保険への加入義務

出店者が車で来場する場合、相手方への保障が対人対物共に無制限での自動車任意保険に加入していることを条件とします。

12. 損害賠償について

公園 Cafe は開催中の商品・備品・金銭等の盗難・紛失・破損及び車両事故、火災、自然災害等による損害賠償の責は一切負いません。

13. 開催中止の判断

- ① 公園 Cafe は雨天の場合、中止になります。
- ② 中止する場合の判断は神戸総合運動公園管理センターが行います。
- ③ 一度、開催を中止した場合、天候が回復しても開催を再開することはありません。
- ④ 途中で開催を中止した場合は、管理センターの指示に従い、速やかに会場から退出してください。それ以降の営業はできません。

14. キャンセルに関して

出店をキャンセルする場合は、開催日の2日前（土日祝の場合は前の平日）までに神戸総合運動公園管理センターにお知らせください。どんな場合でも必ずご連絡をお願いします。

15. 個人情報の取り扱いについて

- ① 神戸総合運動公園が開催する公園 Cafe では個人情報の重要性を認識し、個人情報の適切な利用と保護に取り組んでおります。
- ② 公園 Cafe へのお申込みによる個人情報は公園 Cafe の運営に必要な情報やお知らせなどの送付に使用いたします。

16. 審査

- ① 出店には審査があります。
- ② 審査内容がイベントのイメージに合う出店内容か否か、他の出店内容のバランスなどを審査させていただきます。

- ③ 当該イベントの趣旨に添わない場合は出店をお断りさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ④ 各日で募集する出店数を超えた場合は、出店をお断りさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

17. 応募方法

- ① 神戸総合運動公園 出店応募用紙または応募専用フォームでお申込みください。
 - ② 応募の際、下記の要領でご応募ください。
 - ③ 合否の連絡をし、その後出店日の調整をいたします。
 - ・ 応募締切 令和2年10月15日(木)17時必着
 - ・ 応募場所 神戸総合運動公園 管理センター 9時～17時まで
 - ・ 提出書類
 - ★「神戸総合運動公園 出店応募用紙」
 - ★ショップの店舗、商品の写真
(チラシ、HP、SNS等のPRに使用します。)
 - A) 店舗や出店商品、主力商品と店主又は販売スタッフが写っている写真
 - B) 過去のイベント出店時の外観写真(あれば)
 - C) 飲食や物販の場合、実際に提供する状態の写真
- ※ 画像の容量は、1枚200KBから1MBの画像(3枚程度)

18. 提出方法 出店応募用紙をE-mailまたはFAXでお送りください。または応募専用フォーム(Googleフォーム)にて送信してください。

- ・ 応募専用フォーム：<https://forms.gle/iYi9FNat33AHXPDD6>
- ・ E-mail：sougou.event@gmail.com
- ・ FAX：078-792-3122



19. 出店確定後の提出書類

- ① 誓約書(様式あり)
- ② 出店に必要な許可証、資格証など
- ③ 神戸市(保健所)の発行する営業許可証の写し(有効期限内のもの)
- ④ 食品衛生責任者資格者証の写し
- ⑤ 営業許可者の身分証明書の写し(公的な身分証明書、運転免許証など)
- ⑥ 申込者が営業許可者と異なる場合は委任状及び申込者の身分証明書の写し
- ⑦ 菓子製造許可証など出店に必要なその他の許可証があれば、その写し
- ⑧ その他法人の場合は、定款、会社案内又は事業概要書
- ⑨ キッチンカーでの出店や搬入・搬出に車両を使用する場合、「神戸総合運動公園内車両一時進入許可申請書」(様式あり)

20. 食品の販売

- ① 園内の利用者・市民が安心して購入できるよう、認可施設で製造した食品の販売については、食品表示義務を法令遵守でお願いします。
- ② 密封包装された食品加工品を販売される際にはアレルギー表示が義務付けられ

ています。

表示の義務	特定原材料等
表示義務	卵、乳、小麦、落花生、えび、そば、かに
表示推奨	いくら、キウイフルーツ、くるみ、大豆、カシューナッツ、バナナ、やまいも、もも、りんご、さば、ごま、さけ、いか、鶏肉、ゼラチン、豚肉、オレンジ、牛肉、あわび、まつたけ

- ③ 飲食時に使用するコップ、箸等は各自の責任で衛生面に配慮してご用意ください。

21. ゴミの処理

- ① 常に衛生面に留意し、ゴミ・売れ残った商品等は持ち帰り、適正に処分してください。
- ② 油等地面の汚れが懸念される場合は養生してください。
- ③ 調理等で発生した雑排水は出店者が全て持ち帰り、適正に処分してください。

22. 園内の車両通行について

- ① 園内を車両で通行する場合は、「車両一時進入許可申請」（様式あり）が必要です。
- ② 「車両一時進入許可申請書」を提出いただいた方には「園内一時進入 関係車両 許可証」をお渡ししますので、園内を走行する時は見える場所に出してください。
- ③ 搬入・搬出は決められた時間に進入許可車両のみでお願いします。
- ④ 指定するルート・時間にて搬入・搬出してください。園内は安全を最優先に時速 10 km以下で徐行し、歩行者等にクラクションを鳴らさないでください。

23. その他

- ① 公園内は禁煙となっております。
- ② 釣銭等は各出店者がご用意ください。
- ③ 売上金の管理は各出店者で行ってください。
- ④ 来場者の整理・誘導は各出店者の責任において行ってください。
- ⑤ 会場内でのトラブル、盗難、事故及び破損に関して、当方では一切の責任を負いかねます。
- ⑥ 園内の施設及び園路を破損した場合は原状復帰していただきますので、あらかじめご了承ください。
- ⑦ マイクまたは音楽などの大音量での使用は禁止します。
- ⑧ 申請内容に虚偽が判明した場合は、出店を取り消させていただく場合があります。
- ⑨ 販売に起因する事故・苦情等は、原則として出店者の責任として解決し、迅速な対応を行ってください。
- ⑩ 出店者（代表及び関係者）が暴力団関係者及び繋がりのある者と認めた場合、また出店が暴力団の活動に利用されることにより、当該暴力団の利益になると認められた場合は出店・登録を取り消します。事後に判明した場合も同様としま

す。

- ⑪ 園内管理の妨げにならないよう指導したにも関わらず、指示に従わない場合や出店決定後に取り消される事案が生じた場合は、今後の出店をお断りする場合があります。
 - ⑫ 区画外での宣伝・販売などの営業活動（ビラまき等を含む）をしないでください。
 - ⑬ その他記載事項のないものに関しては、スタッフの指示に従ってください。
- ◎ 公園 Cafe へのご応募をもちまして、「当出店要項」、「神戸総合運動公園 公園 Café 新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」の内容に同意いただいていることとみなします。

■ お問い合わせ先

〒654-0163 神戸市須磨区緑台

(公財) 神戸市公園緑化協会 神戸総合運動公園 公園 Cafe 担当

TEL : 078-795-5151